

報 告 第 1 2 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月15日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

令和5年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）



専決第9号

処 分 書

令和5年度 新居浜市一般会計補正予算（第1号）について

令和5年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）を次のとおり定める。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年4月14日

新居浜市長 石川 勝 行

令和5年度 新居浜市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ959,757千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,475,177千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		8,191,036	959,757	9,150,793
	2. 国庫補助金	1,661,779	959,757	2,621,536
歳入合計		51,515,420	959,757	52,475,177

千円

歳入歳出予算補正 (歳入)

歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		21,000,271	724,887	21,725,158
	1. 社会福祉費	10,394,377	569,080	10,963,457
	2. 児童福祉費	8,380,465	155,807	8,536,272
4. 衛生費		3,760,489	177,870	3,938,359
	1. 保健衛生費	1,315,272	177,870	1,493,142
10. 教育費		7,196,957	57,000	7,253,957
	6. 保健体育費	3,355,831	57,000	3,412,831
歳出合計		51,515,420	959,757	52,475,177

歳入歳出予算補正

(歳出)

千 円

第2表 債務負担行為補正

変更

千円

事 項	変 更 前	変 更 後
令和5年度新居浜市土地開発公社の借入金に係る債務保証	限度額 元金300百万円及びこれに対する利子相当額	限度額 元金400百万円及びこれに対する利子相当額